

# 上手な医療のかかり方等広報業務仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う上手な医療のかかり方等広報業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

上手な医療のかかり方等広報業務

## 2 業務の目的

病気やけがをしたときに、症状に合った医療機関の選択や相談窓口の利用ができるよう、長野県内の医療に関する情報を県民等に認知してもらう。

## 3 委託期間

契約日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

## 4 業務内容

### （1）対象地域

長野県内

### （2）業務の内容

#### ア 業務の概要

下記の3点を含む、上手な医療のかかり方等に関する広報

- ・上手な医療のかかり方（かかりつけ医の積極的な活用推進、休日・夜間の不要不急な受診の抑制、医療従事者の負担軽減の必要性など）
- ・高度・専門医療を担う医療機関とかかりつけ医機能を担う医療機関のそれぞれの役割
- ・受診の必要性や対処方法等の適切な助言等の救急電話相談や医療機関案内を受けることができる電話相談窓口（長野県救急安心センター（#7119）、長野県小児救急電話相談（#8000））

#### イ 業務内容

上記アの実施に係る業務（企画・構成・演出・撮影・編集・印刷・配送等）

### （3）業務の仕様

#### （ア）リーフレットの編集・印刷・配布

枚数：約60万部程度（新聞折込による配布58万部、医療機関・公的機関へ2万部配布）

規格等：タブロイド判（D判）、4ページ

#### （イ）市町村広報紙等へ掲載可能な広報ツールの編集

データ：PDFファイル等のデータも委託者へ納品する。データの受け渡し方法やファイルの様式等については、契約後、別途打合せにより、決定する。

その他：編集とは、紙面構成のディレクション、インタビュー等の取材、デザイン、写真・画像の準備、イラストレーション作成、レイアウト、紙面文章の作成、カンパ、データ作成（印刷原稿作成）等の業務とする。

#### (4) その他

- ア 人物が被写体となる写真を使用する場合や出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては、受託者において行うこと。
- イ 業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、成果物を添えて委託者に提出すること。

### 5 成果物

広報啓発の実施・実績を証明する証拠書類等及び制作した【リーフレット等の各種媒体】の広報・広告素材に係る電子データ一式

※県ホームページ等での掲載等、委託者が二次的に利用可能なデータにより納品すること。

### 6 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

### 7 疑義について

仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

### 8 その他留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に使用しないこと。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権、利用権等、その他一切の権利は長野県に帰属するものとする。

また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物等を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関しては必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

- (4) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の定めなく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

※【 】内は、企画提案の内容により変更となります。